

霞ヶ浦北浦における帆曳き網漁法開発史

外岡 健夫

1877年は霞ヶ浦北浦の歴史の上で記念すべき年となった。それまでの漁法とは本質的に異なり、機動力を備え漁獲能率の卓越した近代的漁法が考察され、以後100年にわたって漁業者の生活向上に多大な福音をもたらしたからである。この漁法は、「白魚帆曳き網漁法」から始まり、以後改良に改良を重ね「公魚帆曳き網漁法」として高度経済成長期が出現し、エンジンを漁村に浸透させようとする経済的強制力が、ついに自然の力、つまり帆曳き網漁法を霞ヶ浦北浦から駆逐するまでの間、霞ヶ浦北浦を代表する漁法となり、漁業の発展に貢献した。この水郷の情緒を豊かにたたえた漁法も、それに代わって登場してくる更に強力な機動力と卓抜した漁獲能率を備え、しかも一人で操業できるトロール船にとって代わられてしまい、現在ではわずかに観光を目的とする数隻の帆曳き網漁船が往時の様子を再現しているばかりである。霞ヶ浦流域は最も高度に資本主義経済が発達した地域の一つであり、こうした状況を反映してより霞ヶ浦北浦の漁業は、安価な輸入魚の導入によって経済的側面からも継続を脅かされている。したがって、トロール漁業に比較して経済効率の劣る帆曳き網漁業は、「現在・霞ヶ浦北浦・市場原理」という条件の中では復活することはない。しかし、世界中で人工増加や食糧やエネルギー不足、あるいは環境が問題とされていることを考える時、世界中のどこかでは、この省エネルギー型の機動性を備えた漁法は復権できるものと考えられる。

こうした観点から、霞ヶ浦北浦の漁業史のなかでの最大のイノベーションの一つである公魚帆曳き網漁法開発の歴史を年表としてまとめた。

なお、とりまとめにあたってレイモン・アザディ著、霞ヶ浦の系譜、(筑波書林1995)を参照した。又、桜井副武、柳沢明、藤井一男、折本盈夫の諸氏に御教示戴いた。ここに感謝の意を示す。

年	項目	事象
1835		・折本良平が常陸国新治郡坂村24番屋敷(現出島村坂)の、折本平兵衛の長男として12月15日に生れた。
1858		・柳沢徳太郎が常陸国新治郡坂村190番屋敷(現出島村坂)の、柳沢治平衛の長男として1月10日に生れた。
1877		・この年折本良平が白魚帆曳き網漁法を考案した(一説にはすでに1867年頃、現出島村崎浜で白魚の帆曳き網漁業が行われていたとも云われている)。 ・行方玉川(現玉造町)で小規模な白魚帆曳き網漁業が行われていたという(一説では1878年とも云われている)。
1882		・沖宿や新治大津地区などへ、志戸崎から白魚帆曳き網漁法が伝わった。この当時の帆は5~6反程度と云われている。また帆柱は木製帆柱・船はサップ舟を使用していた。
1887		・志戸崎より美浦安中に白魚帆曳き網漁法が伝わった。
1889		・柳沢徳太郎が白魚帆曳き網漁法に改良を加え、公魚の帆曳き網漁法を考案した。 ・この頃志戸崎の藤井弁之助が、白魚帆曳き網漁法の網部の下縁部に分銅等の重しを付け、公魚を漁獲目的とした中層曳き公魚帆曳き網漁を行った。(この藤井弁之助の考察し

- た時期が、柳沢徳太郎と同時期に当るので、弁之助が公魚帆曳期網漁法の考案者ではないかと云う説もある)。
- 1892 ・美浦安中で行なわれていた白魚及び公魚帆曳き網漁にそれまではなかった「天吊り」が付くようになった。
- 1897 ・行方玉川地区から玉造手賀地区に、公魚帆曳き網漁法が伝わった、一方北浦白浜地区にも、霞ヶ浦から公魚帆曳き網漁法が伝わった(このころ志戸崎を中心に霞ヶ浦一円及び北浦に公魚帆曳き網漁法が伝播して行った)。
- ・折本良平が白魚帆曳き網漁法の考案により、第2回水産博覧会で表彰された。
- 1900 ・1897年頃に伝わった北浦白浜地区の公魚帆曳き網漁法は、当時まだ3隻ほどであったが、この年小沢高之助が公魚帆曳き網漁法をさらに広めた。
- 1901 ・霞ヶ浦北浦合わせて公魚帆曳き網漁船数は、220隻が許可されていた。
- 1903 ・公魚帆曳き網漁は、この頃6月1日～8月31日までは禁漁であった。
- 1909 ・1909～10年頃の公魚帆曳き網漁船の数は、霞ヶ浦北浦合わせて226隻(許可数は282隻)であった。
- 1910 ・中層曳き漁法である公魚帆曳き網漁法に改良が加えられ、底層曳きが出来るようになった(これは新治玉川地区で創始され、これまで秘密にされていたもので、別名を打瀬網と呼ばれた漁法である)。
- 1914 ・行方玉川地区では、この頃公魚帆曳き網漁業者数が20名を数えた。
- 1918 ・1918～19年頃北浦白浜地区で、舵の役目を目的とした、三角帆を船の両側につけた公魚帆曳き網船が出漁していた。
- 1923 ・この頃公魚帆曳き網漁期が、4月1日から7月20日まで禁漁となった。
- 1925 ・公魚帆曳き網漁船の帆が大型化し、新治大津や美浦安中などでは15反、張り上りが凡そ8.5メートル位になった。また網目は20節を使用していた。
- 1928 ・霞ヶ浦の漁船はこの年まで全て無動力船であったが、中泉茂五郎の傘下にある公魚帆曳き網漁船を、漁場まで曳行するための動力母船が現れた。
- 1930 ・公魚帆曳き網漁がこの頃4月1日～7月10日まで禁漁であった。
- 1933 ・この頃別称打瀬網などと呼ばれて来た底層曳き公魚帆曳き網漁法が牛渡地区に伝わり、この後この漁法は一般化されて行った。
- 1936 ・この頃公魚帆曳き船自体の動力船が15隻位になった。
- 1937 ・この頃手賀地区で公魚帆曳き網漁船の動力化が行われたが、主に曳き母船として用いられていた程度であった。
- 1938 ・公魚帆曳き網漁の漁期は、この頃霞ヶ浦では7月21日より翌年の3月31日まで、また北浦では7月1日から翌年3月31日までで

- あった。
- ・1928年より始められた霞ヶ浦の公魚帆曳き網船の動力化は、この年28隻にまで増えた。
 - ・公魚帆曳き網漁船数269隻の内、底層曳きを、実施していた船数は231隻であった。
- 1939
- ・公魚の総水揚げ量の内、霞ヶ浦では66パーセントを、また北浦では52パーセントを公魚帆曳き網漁法が占めた。
- 1940
- ・行方玉川地区の公魚帆曳き網漁船の使用していた帆は、15～16反位を用いていた、帆の張り上りは風そ9.1メートル位であった。
 - ・これまで正式には許可されていなかった公魚帆曳き網漁法の内、「打瀬網」と呼ばれて来た底層曳き漁法が許可された。
- 1941
- ・公魚帆曳き網漁と笹浸・延縄の両漁業者との間に紛争が起った。(この年12月4日両漁業者間に入会問題解決の協定書が結ばれた。)
 - ・北浦白浜地区では海軍の飛行場が出来たために、地先水域への立入禁止による漁場制限や、戦争のために漁業従事者の人手不足により、漁具等は充分あったにもかかわらず、可成りの公魚帆曳き網漁船が減船した。
- 1943
- ・高浜入で笹浸漁業者と公魚帆曳き網漁業者との間で紛争が起った。
- 1944
- ・1942年に公魚帆曳き母船の廃止が計られたが(現実には効をみなかった)、この年、戦
- 時下の労働力不足と食糧増産のために、霞ヶ浦の各地区の漁業会から曳き母船の認容陳情があり、これに対して許可がなされ、現存の動力船の曳き母船への利用が復活した。(曳き母船数27隻、公魚帆曳き網漁船306隻)。
- 1947
- ・公魚帆曳き網漁業者による自家加工の創始件数2名。
 - ・霞ヶ浦で1941年に結ばれた公魚帆曳き網業者と、笹浸漁業者との間の紛争協定が守られず、この年も違反続出し、対立が増した。(以後、両者間の紛争は幾度となく再燃した)。
 - ・公魚の全漁獲量の内、公魚帆曳き網漁での水揚げは、霞ヶ浦では、71パーセント北浦は54パーセントであった。
- 1948
- ・公魚帆曳き網漁船の許可数は、霞ヶ浦では387隻、北浦は81隻であった。
 - ・水産加工業者自身が所有する動力船(公魚帆曳き網漁船を漁場まで曳航(曳航賃を支払っていた)する曳船)が、このころ28隻を数えたが、食糧の増産対策の美名の下に、実際には60隻を数えるまで増えた。
- 1949
- ・北浦白浜地区では、復員軍人に漁業許可が簡単に与えられたこともあり、公魚白魚等の帆曳き漁業者が増えた。
- 1950
- ・このころから公魚白魚等の帆曳き網漁船の動力化が急激に進み、増加する様になった。

- ・土浦入で笹浸・延縄漁業者と公魚帆曳き網漁業者間で紛争が起きた。
- 1951 ・霞ヶ浦北浦では4月1日から7月20日までであった公魚の禁漁期間が、この年規則の改正によつて、1月1日から7月20日までとなり、公魚帆曳き網漁船は7月21日から出漁することとなった。
- 1952 ・1940年に許可となった「打瀬網」と呼ばれた漁法が、昨年(1951)一部の水域を除き禁止となったが、この年(1952)に全面禁止漁業となった(現実には禁止後も続けられた)。
- 1953 ・笹浸。延縄等の漁業者と公魚帆曳き網漁業者間の紛争に、(1950年に設置された霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会)が委員会指示で帆曳き網漁業者に対し操業禁止区域指示を出した。
- 1954 ・1950年頃から急激に進んでいた曳き母船の動力化から、自船動力化へと本格的に進み出した。

・北浦白浜地区の公魚帆曳き網漁船数(漁業許可件数)は42隻で、この数は、北浦の総漁船数の40パーセントであった。
- 1955 ・志戸崎地区の公魚帆曳き網漁船のほとんどが動力化(6馬力:2.2トン)された。また帆は18反~22反、帆の立ち上りは風そ8.5メートル位であった。

・この頃公魚帆曳き網漁船の数450隻で、この内出島村の帆曳き網漁船の数は170隻であった。
- 1956 ・霞ヶ浦の漁業歴史に残る最も大きな紛争であった、笹浸・延縄漁業者と公魚帆曳き網漁業者との問題は、この年茨城県と漁業調整委員会が1952年に示した委員会指示(委員会指示第6号:9月19日)をもとに公魚帆曳き網漁の操業禁止区域を規則化した事により、これ以後両者間の紛争対立は沈静化した。

・この頃出島村の志戸崎地区での公魚帆曳き網漁に用いる網が、ナイロン製の網になった。この後公魚帆曳き網漁に用いる網は、各地でナイロン網を用いる様になっていった。
- 1957 ・この頃美浦安中地区公魚帆曳き網漁船のトン数は、平均で2.5トンで馬力は凡そ8馬力。また帆の立ち上りは、凡そ10メートル(3丈3尺)で、帆は18反位のものを用いていた。

・この頃霞ヶ浦での公魚等帆曳き網漁船の動力化は、394隻にまでなった。
- 1958 ・北浦漁業協同組合連合会の申し合わせによって、北浦ではまだ公魚帆曳き網漁船は全て無動力船であった。

・北浦では霞ヶ浦より少し遅れて、この頃より公魚帆曳き網漁用に、ナイロン製の網が用いられるようになった(従来は麻網を用いている)。

・行方玉川地区の公魚帆曳き網漁船の「天吊り」が、それまでの54~64メートルから91~92メートルになった。従って帆も17~18反位を使用していたが、大型のものは20反

	位のものも現れた。		ている。
	・この頃北浦白浜地区では、公魚帆曳き網漁船の数が49隻になった。	1968	・公魚帆曳き網漁業が北浦の一部を除いて両湖から姿を消し、トロール化された。
	・この年の前後から、それまで夜間に曳いていたものから日中(昼間)曳く様に代わる変化期となった。	1971	・新治郡出島村の観光協会が観光用の帆曳き船を就航させた(木造船出島丸3.3トン)。
1959	・北浦では動力船による操業禁止の区域が設定された。	1981	・北浦の一部水域に残った(1968)公魚帆曳き網漁区について、トロール化の論議が強まった。(結果的に試験的操業としてトロール漁が開始された。)
1961	・公魚や白魚の帆曳き網漁法の研究に海外の研究者が注目し、例えばインドやタイなどから来日があった。(後カナダからも来日があり研究が行われている)。 ・北浦で動力船による操業禁止区域の改定があった。	1985	・最後まで残っていた北浦の非トロール水域が、試験的操業から本格的トロール操業に変わり、これによって北浦は全域がトロール化された。ここに霞ヶ浦北浦共にすべて公魚帆曳き網漁法は姿を消した。(但し、この時点で一部まだ登録のみがあった)。
1965	・これまでの風を利用した公魚や白魚の帆曳き網漁法から、未許可の動力曳きのトロールを行なう者が現れた。	1986	・観光用等の帆曳き船は、霞ヶ浦では出島村に2隻、土浦市に1隻、北浦は潮来町に3隻(潮来町の3隻は稼働はしていないという)が許可されている。
1966	・永年に亘り親しまれて来た公魚帆曳き網漁から動力曳きのトロール化への転換が急速に進んだ。 ・公魚のトロール漁法として曳き網部に開口板が使用されるようになった。	1994	・行方郡玉造町と地元漁業協同組合とで、観光用帆曳き網船を就航させた。
1967	・公魚のトロール漁法は正式なものではなかったことからこの年10月に試験的に実施されたが、現実には7月21日には、茨城県の許可が出ないまま出漁している。一方でこの年霞ヶ浦漁業協同組合連合会の代表が、茨城県に対して公魚のトロール化陳情を行っ	1995	・鹿島郡大野村(現鹿嶋市)と地元漁業協同組合とが、観光用帆曳き網船を就航させた。 ・霞ヶ浦には、3隻(土浦市・玉造町・出島)北浦には、2隻(潮来町・大野村)が就航している。